

じんけん

JINKEN
第152号
(通巻 279号)
2023年7月31日発行

INDEX

特集	研究課題2023 (その①)	4
(公社) 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 第37回通常総会	2	
ねがい	3	
(公社) 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 会長 藤田 一樹		
こどものまなざし	10	
奇跡の子 竹田市 清水 麗歌さん		
コラム	11	
懐かしい同和教育		
INFORMATION	12	
第17回ヒューライツ作品展の募集について		



 公益社団法人
大分県人権・部落差別解消教育研究協議会

大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館内
TEL: 097-556-1012 FAX: 097-556-0864

URL <http://kjkkoita.jp>
E-mail hello@kjkkoita.jp



大分県人教の
ホームページは
こちら

印刷 小野高速印刷(株)

第37回通常総会の開催

(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 第37回通常総会を5月18日(木)に大分県教育会館多目的ホールにて開催しました。各地区研究会より、義務制(16地区)・高校(8地区)・社人研(7地区)の代表者が集まりました。別府市人研の北村俊雄さんと豊肥地区高人研の吉岡賢二さんに議長をお願いし、昨年度事業と今年度事業の協議を行い、全ての案件が承認されました。役員交代にともない、旧役員を代表して、後藤哲郎会長、新体制を代表して藤田一樹新会長(3ページ「ねがい」参照)があいさつをしました。

総会後には、足立哲範事務局長が「人権学習は誰のため?～『差別の現実から深く学ぶことから…』の意味と実践～」と題して研修を行いました。研修会では「差別の現実から深く学ぶ」のとらえ方、県内の学校現場であった差別事象とその後の取り組みから学んだこと、「学んだことから…」の部分に期待することについて考え、一人ひとりが自分のためであることを共有していきました。

▶ 2023年度(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 理事・監事一覧 ◀

役職	氏 名	備 考
会 長	藤 田 一 樹	大分県小・中学校長会
副会長	小 田 雅 彦	大分県立学校長協会
	河 野 潔	大分県市町村教育長協議会
理 事	佐 藤 善 信	大分県市長会・大分県町村会
	岸 本 良 之	大分県商工会連合会
	宮 崎 哲 哉	大分県商工会議所連合会
	麻 生 慎 一	大分県農業協同組合中央会
	山 田 弘 樹	大分県PTA連合会
	和 田 俊 二	大分県高等学校PTA連合会
	清 松 督 雄	大分県国公立幼稚園・こども園PTA連合会
	池 田 貴 士	大分県保育連合会
	吉 田 百合子	大分県児童養護施設協議会
	坂 田 一 郎	大分県私立中学高等学校校長会
	近 藤 直 美	大分県内小中学校教員
監 事	宮 瀬 雅 士	大分県立学校長協会
	清 水 順 二	九州労働金庫大分県本部



ねがい

今から十年以上前の話です。

当時、私は中学三年の担任でした。私のクラスには、生活面で指導が必要な生徒が数名おり、四月当初から生徒指導に追われていました。持ち上がりの学年ではなかったこともあり、生徒との信頼関係を築くのに苦慮していた毎日でもありました。約束をしても守れず、同じような指導を繰り返すことに気持ちが疲弊していました。

そんな中で、中学校生活最後の体育大会の練習が始まりました。数ある中でも、学年団体は、クラスが団結し、絆を深めるためにとっても大切な種目です。特に三年生は、『百足競争』が恒例の種目であり、どのクラスも優勝をめざして、真剣に練習に取り組んでいます。



(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 会長
藤田 一樹さん

した。

しかし、私のクラスは、気になる生徒がなかなか練習に加わらず、全員揃って練習をすることができませんでした。他のクラスが順調に練習を重ね、タイムを縮めている中、次第に私もクラスの生徒たちも焦りはじめ、何とか練習の輪に入れようと、作戦を練っては試してみのですが、上手くいきませんでした。クラスでまとまっての練習ができないことに、私自身、次第に無力感を抱いていました。

そして体育大会当日、プログラムが進み、『百足競争』の時間が近づいてきました。心配していた生徒も仲間の声かけに応じ、集合場所に来ることができましたが、どうしてもA君だけは、グラウン

した。

最後の最後まで全員で参加することに拘り、諦めず、A君を信じて行動した生徒たち、それに対して、正直、練習の段階から、A君の参加は無理だろうと決めつけていた自分がいました。更に、何としても全員で最後の体育大会をやり遂げたいという、生徒たちの強く熱い思いを受け止められず、生徒たちを信じ抜くことができなかったことへの後悔や自責の念と、生徒への理解が、いかに浅かったかを思い知らされました。本当に、『百足競争』の取り組みから、大切なことに気づかされ、多くのことを学びました。

この経験を通して、子どもと本気で向き合い、思いを伝え合える関係をつくっていききたい、そのために努力を惜しまず続けていこうと心に留めています。これが私のねがいです。

ドの端の方から動こうとしません。私と生徒数名の説得も功を奏さず、ついに、順番がやってきました。一名欠けたまま入場し、スタートを待っていたときです。ひとりの生徒が「先生、俺、やっぱり呼びに行ってくる。」と声を上げました。慌てた私は咄嗟に「周りを待たせてスタートが遅れたら迷惑をかけるから、もういいよ。」と言っしまいました。ところが、私の言葉を遮り、その子はA君の所に駆け出していきました。呼応するように、二、三名の生徒も走り出していました。A君との間でどのようなやり取りがあったかは分かりませんが、その生徒たちは、半ば強引に腕を抱えるように、A君をスタート地点に連れてきました。私の予想に反して、A君は悪態をついたりすることはなく、どこか照れくさそうにして、自分の列に入っていた姿を今でも覚えています。結果は目標の優勝には届きませんでした。全員でやりきったことへの満足感が、競技を終えた生徒たちの表情から伝わってきました。

研究課題とは、県人教としての取り組みの中で特に大切にしていることや取り組みの方向性を書き込んでいるもので、私たちの「宝」とも言えるものです。各地区・職場での研修材料とするとともに、これをもとに各地区の課題を整理し、取り組みをつくっていただきたいと思います。

研究課題2023（その①）

I. はじめに

I - 1. 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育を

1966年、第3回全国高校生部落問題研究集会で、次のような報告がされました。

部落出身のMさんは高校3年生になり就職試験がはじまってなかなか希望を出せませんでした。採用条件に家庭環境・資産等のある限り希望したくても出せなかったのです。担任が「〇〇会社は家庭事情をあまり問題にしないから」と受験をすすめてくれました。ところが、書類を出す段階で会社側が「畳の数が一人当たり2.5枚ないと…」と言ったことから、担任はMさんに「〇〇会社は予想と違い、意外と家庭条件を重視するようだから君では危ない。他の会社に変えたらどうか。」と言いました。これに対してMさんは、なぜ自分だけが希望を叶えられないのか、そんな不合理なことがあってよいのかと考え、むしろこの不合理に抵抗する意味で「やっぱり受けます。」と答えたのです。…結果Mさん和他1名、合計2名が面接に合格しました。後日会社の調査員が調査に来ました。後日、身体検査がありましたが医者からは「異常なし」と言われていたので、Mさんはもう採用されるものと期待していたところ、不採用の通知が来ました。不採用の経緯や事実を追って考える中で、その原因が家庭調査（両親共稼ぎであること、6人家族で9畳しかないこと、部落の貧しい地域生活）にあることを確認しました。

《大分高同研ニュース 第75号より》

当時このような就職差別の事例が表面化することは、まれでした。ほとんどの学校の「進路指導」が、就職という社会の戸口に立った生徒を企業に振り分けるという作業に終始し、選考の観点や不合格とされた理由等問うことがなかったからです。ましてや、気を利かせて「戸籍謄本」まで持たせていたという現実さえあったと聞きます。そんな中、被差別の立場に置かれた子どもたちが声をあげていき、その声をうけて、会社の差別性を問うと同時に、学校の在り方も問うとりくみとして「全国統一用紙」がスタートしていきました。

同時期、大分県でも数人の教師の立ち上がりから同和教育のとりくみが始まり、1976年に大分県同和教育研究協議会が発足しました。「大分県同教20周年史」には当時のことを振り返って次のように書かれています。

大分県の多くの教職員は、県下に被差別部落があり差別が現存することを承知しながら、ただ観念的に「部落差別などあってはならない」と考えるのみで、それを解決することは学校教育とは無縁のものであり、いまさら教職員にはどうすることもできない問題として諦めていた。このことは結果的に部落差別を見のがし温存する教育をすすめることになっていたのである。1950年代までは被差別部落の子どもの「低学力」や「怠学」「非行」等があっても、その原因を単に「貧困と親の教育に対する無理解からだ」ととらえ、これが部落差別と深くかかわっているということまで思いは至らなかった。60年代の高度経済成長のなか学校現場ではますます差別と選別、競争と分裂の体制が強められた。乱暴をしたり教職員に反抗する子どもがいても、その現象面だけをとりえてただ叱るだけの指導に終わったり、提出物や納入金の遅れた子どもの名前を板書したり、定期テストの総合点に順位を付けて張り出したり、数え上げればきりがなかったことが無神経に行なわれていたひところがあった。このような地域によろしく「同和」教育運動が芽生え、息吹始めた。

たとえば長欠児童をとってみても、学校に子どもが来ないのは子どもの責任、親の責任という形にしか理解できない教師が、親たちの生活現実をまともに突きつけられることで、今まで自分たちの考えたことのなかった地点から子どもというものを、親というものを、教育というものを見直すことを徹底して教え

られるようになる。向こうに責任を押し付けていたが、一体己たちはどのような授業をしていたのか。——教師の観念的なものの考え方が、部落の生活実態に直面することによって崩れていく。その中から実は新しい教育を作り上げていく芽が出てくる。言うならば、それは「差別の現実学ぶ」ということである。(中略)

差別されている現実を放置しておいて、「差別してはいけません。仲良くしましょう」なんていう実践は、そのものが差別であることを教師がちっとも気づいていなかった。《大分県同教20周年史より》

このように、私たちがすすめる人権教育の出発点が子どもや住民の姿であることを確認しながら、1976年に大分県同和教育研究協議会が結成されました。私たちの先達は、自分たちの教育実践を問い直し、同和教育に対する熱い思いを結集し、一貫して子どもや住民の側から教育・啓発の質や具体的な内容を考え、創造するという姿勢を大切に実践をすすめてきたのです。

同和教育は人間の自由と平等に関する教育、即ち憲法に保障された基本的人権にかかわる教育であり民主主義確立の教育そのものである。しかし、いままでのわたしたちの教育実践は憲法・教育基本法をふまえてきたとはいえ、部落問題の解決を展望し得る教育であったとはいいきれない。(中略) いまここに部落解放をめざす教育の研究と実践に務め、真の民主主義の実現に邁進することを宣言する。

《大分県同和教育研究協議会 結成宣言より》

それから28年経った2004年、社団法人大分県人権教育研究協議会が設立されました。

同和教育をすすめてきた先人たちは、徹底して事実と実践から出発する営み、すなわち「差別の現実から深く学ぶ」ことを原点として大切に、教育内容の創造と教育条件整備を中心に、教育による人権確立をめざし、多くの成果をあげることができたのです。今こそ、その同和教育の内実を基盤とし、同和教育の原則の確かさを継承発展させた「大分における人権教育」をすすめ、その必要性和有効性を広く発信していく必要があります。

《社団法人大分県人権教育研究協議会 結成趣意書より》

そして2016年、現在もおお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」)の成立を迎えます。部落差別解消推進法の第5条に国および地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と書いています。しかし、ネット問題は全国どこでも見ることができ、そこでは部落問題に悩む当事者がおり、インターネット情報等で差別を煽る者もいます。ネットに溢れる差別情報等により、部落出身者は日常生活でも差別を受けるかもしれない恐れから、部落を語ることができない現実があります。当事者が「言わない」「言えない」ので、「いない」ことになっている場合もたくさんあります。加えて、差別に対する規制や救済措置もないままです。

このような情勢を受けて、県人教は2020年5月26日の第33回通常総会において、「公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会(略称はこれまでどおり、大分県人教)」と名称を変更しました。それは、同和教育の成果と課題を受け継ぎながら、『部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育』を確立していくためです。各地区研究会と市町村行政の協力の基に、教育内容の創造と誰一人として取り残さない・残されない、誰もが持続可能な「人権のまちづくり」をめざしていきたいと思います。

I-2. 『差別の現実から深く学ぶ』ことから

同和教育では、「差別の現実から深く学ぶ」こと、つまり「当事者に学ぶ」ことを大切にしてきました。「同和教育の内実」とは、同和教育にとりくむ先達が当事者のもとに出向き、その生活背景や心情を直接聞き取り、感じ取ることで初めて向き合った差別の事実と、そこから出発して積み重ねられてきた実践をさします。

その事実と実践を基盤に人権教育を推進していくことで、まずは推進担当者が個々の人権問題に自分がどうかかわっているのかに気づき、生き方を問われます。人ごとではなく、自己解放を追求する担当者が推進する人権学習では、子どもたち(研修者)にも生き方を問うていくことになります。その積み重ねが、すべての人の人権確立を追求していくことにつながると考えます。

地区の解放学習会に集う子どもたちと出会い、かかわることで、自分自身の在り方、生き方を問われたある教員は、次のように振り返っています。

解放学習会には地区の子どもたちだけでなく、「在日」の子どもや、友だちからの立場宣言を受けて参加し始めた子ども、高校を退学して働きながら来ている子ども、学校に行くことがきつい子ども等、様々な子どもたちが参加していた。「外から見ていて、差別の何が分かるんかえ。」「先生がいくら頑張っている、立つ位置がずれていたら何もならんやろ。」…

これらは、私が解放保護者会に参加したときに私自身に突きつけられた言葉だ。私にとって、本当の「差別の現実」との出会いは、解放学習会と、そして、そこを何よりも大切に思っている子どもたちとの出会いだった。(中略)

私はこの時の子どもたちのやりとりから、とっても大切なことを教えられた。子どもたちにとってこの学習会は、みんなで学び合い、差別を跳ね返していく力を身に付けていく場であるけれど、それとともに、きつい思いをしていたらなかまのところで聞いてもらって傷を癒す場であったり、そこに行けば何か言える自分の居場所があって、気持ちが楽になる、そんな場所でもある。だから、どんなに正しくても正しいことばかりを言われたら、それができない子どもたちはつらいし、思いを出せる大切な居場所がなくなってしまう。自分が出来ているからといってみんな出来るのは当たり前で、出来ないのはその人がやらないからだとか、努力不足だと考えられると、それが出来ない子どもたちはきつい。悪いものは悪いと言うことは必要だけれど、「それだけ」ではなく、その出来ない裏側にあるものにも私たちは気付いていかねばならない。そして、いろんなことを含めて一人ひとりが大切にされ、互いに学び合えるのがこの学習会であり、学習会のなかまなんだ。私は本当のなかまってこんなものなんだろうなと思った。N子に向けて話す子どもたちの言葉は、そのまま私自身が受け止めるべきものだった。

(中略)

「差別」がいつ自分を襲ってくるかもしれないという不安な思いを多くの地区の子どもたちは持っている。しかし、だからと言って皆自分の「出身」をマイナスにばかり捉えているわけではない。逆に、こんな大切なことを知らなかったらと考えたらぞっとすると多くの子どもたちが言う。そこには、解放学習に出会い、参加し、学んだことや、反差別の生き方をしようとしている家族をも含めて自分に誇りを持っている姿がある。それは、差別落書きを目の前にして涙を流しながらも、「もし、これを書いた人がわかったら、私の親を紹介したい。私の親の姿（生きざま）を見てほしい。」と語った子どもの姿と重なる。

同じ地区の小学生の解放学習会で、まだ立場をきちんと伝えていなかった一人の子どもが「先生、みんなが遊んでいる時に僕たちはなんでここ（学習会）で勉強（解放学習）せんといけんのか教えてくれ。差別があるから僕たちは勉強をせんといけんと言うんじゃ僕は納得いかんで。勉強せんといけんのは差別する人たちやろ。」と言ったという。この子どもの言葉はとっても重たい。

子どもたちはそれぞれに願いを持って解放学習会に集っている。「僕は、いつか差別されるかもしれないことが怖いから学習会に来ているんじゃない。悔しいから来てるんだ。」「差別をなくすために学びたいです。」「私は、みんなから祝福されて結婚したいです。」「自分のやりたい仕事がしたいです。」という子どもたちの声、それから、自分の「立場」を明かしてでも前向きに生きようとしている子どもたちの姿、また、現実にある差別にどう立ち向かっていったらいいかわからずに立ち止まっている子どもたちの姿、そして、多くの人たちの反差別の「思い」や「願い」とともに、私も反差別のなかまでありたいと思う。

《2002年 同和教育推進教員実践レポートより》

この教員は、被差別の立場に置かれた子どもたちの生活や願いに触れ、自身を問い直す中から、自分たちの周りにあるさまざまな差別の現実にも気づいていきます。自分自身の課題として見ようとしなければ見えないことの中に差別の現実が存在しているのです。同和教育のとりくみにおいては、このように差別の現実にしっかり向き合い、被差別の立場に置かれた子どもの生活と願いを読み取り、そこから教育の課題を発見し、その事実をふまえて、教育現場で何をなすべきかを見いだしていくことを大切にしてきました。そうしたとりくみが続ける中で、被差別の立場に置かれた子どもや保護者とともに、教科書無償制度や部落解放奨学金制度等の実現、教育の機会均等を実質化しました。さらに、子どもたちの実態に沿った人権学習を創造したり、なかまづくりの新しい形を示したりもしてきました。

私たちがすすめる人権教育は、これまでの先達の思いを継承・発展させ、人権教育の普遍化をめざすという

ことであると考えます。2023年度も、先達が切り拓いてきた同和教育・人権教育に対する熱い思いを、さらにつなげ、広げ、深めていきたいと思ひます。

Ⅱ. すべての人の自己実現をめざして

Ⅱ-1. 人権教育をとりまく状況

(1) 人権教育の確立に向けた現状

(2) 人権問題の現状と課題

1985年3月29日、第4回ユネスコ国際成人教育会議（パリにて）で、「ユネスコ学習権宣言」が採択されました。そのなかでは、「学習権」について次のように記されています。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、**人間の生存にとって不可欠な手段である。**

もし、世界の人々が、**食料の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば**、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、**より健康な生活を営もうとするなら**、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが**戦争を避けようとするなら**、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はありません。学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

しかし、**学習権はたんなる経済発展の手段ではない。**

それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。

学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、**人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。**

このユネスコ学習権宣言で述べられているように、「学習権（教育権）」は、けっしてぜいたく品ではなく、“私たちの存在にとって不可欠なもの”です。教育は単なる「経済発展の手段」ではなく、まさに「人々をなりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体に変えていくもの」であることをあらためてこの宣言は私たちに確認させてくれます。

しかし、近年の日本は「格差社会」・「無縁社会」・「チャイルドプア」・「貧困拡大社会」・「自己責任社会」等と評されるように、各家庭の経済格差が広がり、それがそのまま子どもの進路や生き方にまで影響しているという現実があることが指摘されています。以前は一つの山になっていた子どもたちの学校での成績得点分布が、今はふたこぶラクダ（分布の山が二つ）になっている、もしくは二つの山がつながって台形になっているケースがあると聞きます。学校外で塾に通っている子どもたちの山と、塾に通っていない子どもたちの山と、二つの山に分かれていて、それが子どもたちの自己責任として学校で評価され、それで子どもたちが進路を決定することになるという現実、それが子どもたちを「なりゆきまかせの客体から自らの歴史をつくる主体にかえていく」教育の姿なのでしょう。

厚生労働省（以下、厚労省）は2009年に国として初めて相対的貧困率を公表し（2018年相対的貧困率15.4%）、国は「生活困窮者自立支援法」（2013年）と「子どもの貧困対策推進法」（2019年6月改正）を制定しました。しかし生活保護費（生活扶助）の削減や就学援助所得基準引き下げ、母子加算の削減もあり、貧困削減政策も不十分なことから、格差と貧困問題の大きな改善には至っていません。

世界経済フォーラムが発表した2021ジェンダーギャップ指数では、日本は156か国中120位となっています。

2016年には「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、2019年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されています。これらの法律に基づき、包括的差別禁止や被害者救済、実態調

査の実施等を盛り込んだ新しい差別解消に向けた自治体条例が各地で制定されつつあります。

2019年4月、深刻な労働力不足のために出入国管理・難民認定法が改定され施行されました。法務省調査によると、日本に在留する外国人は2021年6月時点で282万3565人と、総人口の2.2%を占めています。こうした現状から、都市部でも農村部でも教育現場に外国につながる子どもたちが多数在籍し学んでいます。不就学の状態に置かれている子どもの存在が指摘されています。また、日本人と外国人親の間に生まれた子どもたちが文化の差、慣習の違い、あるいはDV等で、ひとり親家庭になり、貧困の状態や不就学になっている等、厳しい状態に置かれ、支援が届きにくい状況があります。

内閣府の2019年の調査によると40歳から64歳で引きこもり（半年以上自室にとじこもっている状況）の人が約61万3000人いることがわかりました。行政などの相談など支援につながっていない人が40%を越えます。対策が必要ですが、なぜこのような状況の人を大量に生んでしまったのかを社会の問題として根本的に考える必要があります。

厚労省の「令和4年中における自殺の状況」によると、2022年は前年より297人増え2万1881人、小中高生の自殺者は2020年以降急激に増加し、2022年は514人で1980年の統計開始以降で初めて500人を超えました。子どもたちに生きづらさを感じさせているものがあるのかを考え、対応していかなければなりません。

文部科学省（以下、文科省）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2021年度）によると、全国の小・中・高校・特別支援学校で認知した「いじめ」件数は51万7163件です。前年度（61万2496件）より減少しているのは新型コロナウイルスの影響で生活環境が変わったからと推測されます。

（3）経済支援と教育の機会均等

2014年1月に「生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等などの対策を国や地方自治体の責務で行う」ために、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（通称：子どもの貧困対策法）」が施行され、2019年6月には改正されました。厚労省の「国民生活基礎調査」（2019年）では、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあります。

内閣府の「こどもの貧困に関する現状」によると、生活保護家庭の子どもたちの高校進学率は平均より約5%低く、大学進学率は半分以下となっています。このように経済的に厳しい環境と、それに起因する教育機会の制限によって、子どもは進学や就職で選択肢が狭められています。

2014年度から「高校授業料無償化」が実質廃止され、所得制限のある「高等学校等就学支援金制度」が導入され、さらに2021年に私立高校における制度拡充を行いました。私たちは、今後も「就学支援のためのパンフレット」を配布し、支援が必要な家庭に必要な情報を確実に届けていきます。

私たちはこれまで、「教育の機会均等」をめざして不就学や長欠児童の解消、奨学金制度の充実等、機会の平等に止まらず、結果の平等をも具体化してきました。一方、文部科学省も「全国学力・学習状況調査」実施要領の調査の目的に「教育の機会均等や教育水準の確保のため」と示し、子どもたちの生活背景と学力の相関関係を研究・分析してきました。私たちは調査結果の表層だけにとらわれず、「なぜ、このような結果なのか」「根本的な要因は何なのか」「だから何が必要なのか」等を、各学校で具体的に提起していかなければなりません。

（4）さまざまな立場の子どもたち・保護者への支援

近年、外国籍の子どもが増加しています。しかし、日本に住む外国人の義務教育就学年齢の子ども約12万4000人（2019年5月～6月厚労省調査）のうち、約2万人が学校に通えず放置されている実態や、通学していても「日本語教育が必要」とされた子どもで、誰からの支援も受けられていない「無支援状態」の子どもも多くいます。また、一般の高校生と比べて中途退学率が高く、非正規就職率も高くなっています。10代後半の外国人の子どもが教育や就労から排除された状況に置かれるリスクは高くなっています。

通学や仕事をしながら高齢や障害、病気等で援助が必要な家族を介護したり、兄弟姉妹の世話をしたり、家事労働等、本来おとなが担うような役割を日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる18歳未満の子どもが増加しています。厚生労働省と文科省は2020年12月公立中学校2年生、公立高校2年生合わせて1万3000人対象に「ヤングケアラー」の全国調査を行いました。中学校2年で5.7%、高校2年で4.1%の子どもから「世話をしている家族がいる」との回答があり、周りに相談できず孤立していく実態が明らかになりました。2021年度は小学生、大学3年生に対する調査が行われ、小学生の6.5%、大学3年生の6.2%が「家族の世話をしている」と回答し、生活や学びに対する影響が大きく、心理的にも大きな負担があることが明らかになっています。経済格差、家族のありよう、介護の問題等様々な問題の社会的な解決と、子どもたちを支援する仕組み

みが必要です。

子どもたちの生活は物質的な豊かさがすすむ一方で、人間関係の希薄化がいつそうすすんでいると言えます。そのような状況の中、インターネット上でしか人とのつながりを感じられず、SNS等での友人関係に心を縛られている子どもたちの存在が大きな課題とされてきました。しかし、今やネットを基軸としたコミュニケーションのあり方は多様化し、わたしたちの日常生活の様々な場面に組み込まれつつあります。人間関係構築のあり方を見つめ直すとともに、現実社会とネット社会双方における一人ひとりの人権意識の向上をめざしながら、学校教育や社会教育における人権学習を子どもたちの生活実態にどのようににつなげていくかが大きな課題です。

自然・社会での生活体験も一人ひとりの格差が広がり、人と人とのかわりや体験を通して身につけられる命の尊厳に対する理解や人間関係を築く力や他者を思いやる心と態度等に課題を抱える子どもたちもいます。その困りが、「いじめ」「不登校」などの「事件」「問題」といった形で現れている子どもたちのさまざまな事象は、おとな社会のありようへの告発・要求なのではないでしょうか。子どもの声をつかむためには、おとなと子どもとが信頼関係を結ぶことが欠かせません。また、学校、保護者、地域社会、行政が課題を共有し、その課題克服のために役割分担と協働を図り、連携していくことも必要です。

一方、ひとり親家庭や、ダブル、トリプルワーキングを強いられる家庭の増加によって子育てに割く時間や機会が減少するなか、親が子育ての不安や悩みを誰にも相談できずにひとりで抱え込んでしまう例が見られます。そのような不安定な生活や貧困状態に置かれた人に対して、周囲が自己責任を追及するといった状況も見られます。加えて、地域社会でも人と人とのつながりが希薄になるとともに、地域の教育力が弱まってきています。「子ども支援は親支援」という言葉があるように、家庭に対しての支援体制や地域で活動しているさまざまな立場の人たちとのつながりをつくる「人権のまちづくり」の視点が必要になってきます。

子どもが権利の主体となり、「人権が守られている」と実感できる社会、子どもたちが安心して生き生きと学び、自己実現を図っていける学校や地域を創っていきましょう。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の教育への影響

2019年の12月に確認された新型コロナウイルス感染症に対しては、全国統一での取り組みもありましたが、各都道府県や各市町村での対策に加え、それぞれの学校や地域ごとに独自で対策をとらざるを得ない時間が始まりました。

その中でも、2020年3月2日から始まった「全国一斉休校」では、子どもたちはもちろん、保護者や教育関係者にとっても未曾有の体験であり、新型コロナウイルスの全貌も見えないまま、子どもたちの学習保障や不安に対する精神的なケアに奔走することになりました。大分県内でも同じ市町村の中で対応が異なってしまうという課題もありましたが、「自宅時間」の増長にともない、各家庭の学習インフラの状況によって子どもたちの学びの差が広がるケースが複数報告されました。また、この一斉休校により、一人親家庭や共働き家庭において、どうしても子どもたちだけで家庭で過ごす時間が増えました。その時間を削減するために、会社を休んだり、有償の預かり所を利用したりする経済的な負担が増えた家庭があります。他にも、派遣切りや自粛による外食産業や観光業などへの経済的な打撃が、そのまま家庭経済へと直結し、本人が気づかないうちに極度の貧困状態に陥ってしまうケースもありました。SCやSSW、地域の福祉行政と連携しながら、家庭に対するサポートを厚くするとともに、就学支援制度の活用に向けての学習・啓発の時間を保障していきましょう。

最近では、重症化の割合が低いことから、学校や社会の流れを維持する傾向が強まっています。地域によっては、欠席せざるを得ない子どもたちに授業の様子をライブ配信で届けていますが、休み明けの子どもたちに対して休み時間や放課後、そして家庭学習の時間を補習にあてざるを得ない地域もあります。「ゼロコロナ」にはなりがたい状況にある現状のもと、子どもたちだけでなく教職員や保護者も含めて、持続可能な形での学習保障のあり方を工夫していく必要があります。今後も丁寧な見取りとともに、子どもたちの確かな未来を築く進路・学力保障に取り組んでいきましょう。

今年の5月よりマスクの取り外しは個人の判断に委ねられるようになりました。新型コロナウイルス感染については一定の歯止めができたと思われませんが、未知のウイルスだからこそ、私たちは子どもたちとともに、確かな事実を受け取り、的確な判断のもとに「不安」や「恐れ」を「差別」へと化すことなく、これまでと同じように困っているなかまとともに進んでいけるなかまづくりを進めていきましょう。

(研究課題の後半は次号につづく)



こどものまなざし

このコーナーでは、今年度の人権作文集「ひかり」に掲載された作品を紹介していきます。子どもたちが日常の生活の中で考えたこと、感じたことなどにふれ、子どもたちの姿から学んでいきたいと思います。

奇跡の子

「親が死ぬことはね、悲しいことではないのよ。親が子どもにする『最後の教育』のことなの。だからね、泣かなくていいのよ。笑顔で親を送り出してくれれば……。」

私は、心をぐっと掴まれたような気がしました。

この動画を見たときから、親の存在や自分の命について考えるようになりました。私が両親のもとに生まれる確率は、五十から八十兆分の一なのだそうです。ここに、父と母が出会う確率を入れて計算すると、その単位は「京」や「垓」に上がります。ある遺伝子工学の教授は、「一つの命が生まれる確率は、一億円の宝くじが百万回連続で当たることに匹敵する」とも言っています。

私は両親が大好きで、二人の子どもでよかったと感じることはたくさんあります。でも、いつでも両親は元気で、私のそばにいてくれるのは当然のことだと思っていました。だから、親がこの世からいなくなることを想像したこともありませんでした。

そうやって考えると、私がこの世に存在していることは奇跡的なことなのだと感じました。そして、自分の命がとてもいとおしく思えたのです。

私はふいに自分のアルバムを開きたくなりました。そこにはたくさんの私がありました。母に抱かれた赤ちゃんの私、父とお風呂に入っている私、弟と手をつないでいる私…。写真のそばには、母の書いたコメントが入っていました。私はアルバムをめくるごとに、体がふわっとした感覚になり、心臓の音を感じました。

人権作文集ひかり2023【第35集】

竹田市 中学校 一年 清水 麗歌さんの作品より

「私」が生まれる確率を知った作者の清水さんは、その大きな数字に驚いたことでしょう。また、「親」がいつか「この世からいなくなる」ということに気づいたときは、大きな衝撃を受けたのではないのでしょうか。

誰にとっても「この世に存在していることは奇跡的なこと」です。清水さんはそのことに気づいたからこそ、「自分の命がいとおしく」思えたのでしょう。そしてアルバムを見て、コメントを読み、「心臓の音」を感じることで、自分が生きていることを実感しました。奇跡的な命は、ただそれがあるだけでなく、ぬくもりがあることが伝わってきます。

「奇跡の子」はきっと、命を輝かせて生きる、そんなことを感じる作品です。

本コラムは、かつて全同教の事務局長、委員長を長く務められ、昨年7月に亡くなった寺澤亮一さんから、大分県人教に生前寄稿していただいたものです。あらためて寺澤さんの思いに深く学びたいと思います。

コ | ラ | ム |

懐かしい同和教育 そのダイナミックな再生をはかってほしい (I)

名称変更は同和教育つぶしの策動？

人権教育への名称変更によって、同和教育が弱体化しているのではないかという指摘がひろがっています。それは、そうした傾向を実感としてとらえているところから発せられている言葉です。名称変更の動きには、そうしたねらいがあったのでしょうか。

1982年、「同和対策事業特別措置法」の期限切れにともない「地域改善対策特別措置法」が施行されたときも、同和教育という名称を「地域改善教育」と変更させようとする動きがありました。このときは名称変更をストップさせました。しかし、「同和教育つぶし」を策動する影が見えたように思いました。

その影は、その後1986年の「地対協」基本問題検討部会報告書(磯村英一会長)の中にはっきりと現れてきました。よくもここまでというような中傷そのものでした。

同和教育については一般国民の中になかなか批判的意見が見られる。この背景としては、同和教育において、人権尊重の理念が徹底されていないために、一般国民の理解がなかなか進まないこととともに、一部に民間運動団体が教育の場に介入し、同和教育にゆがみをもたらしていることが考えられる。同和教育については、啓発活動の一環として、今後とも推進していかなければならないが、その前提として、教育と政治・社会運動とを明確に区別し、教育の中立性の確立のための徹底的な指導を行うことが必要である。

さらに翌1987年には、総務庁長官官房地域改善対策室が「地域改善対策啓発推進指針」という、凄まじい文書を発表します。その偏った部落問題認識の一部を紹介しておきます。

同和関係者の自立向上精神のかん養に関する啓発は、二重の意味で重要である。第一に、自立向上を成し遂げた同和関係者は、多少の心理的差別が仮にあったとしてもこれを跳ね返して立派に生きることができる。第二に、自立向上の精神に富み、社会のルールをきちっと守って努力する同和関係者は、一般国民から信頼を得、心理的差別解消に大きく寄与する。(中略) ある町で同和問題をほぼ完全に解決したところがある。その大きな要因の一つが同和関係者が自立向上の精神に富み、子弟の教育に熱心であり、かつ、社会のルールを守り、自己の向上のために努力していることを、町の一般の人々が理解したことにあるという。

しかし、部落解放運動や同和問題の解決に取り組んでいる地方公共団体、連帯する活動がこれを阻止しました。やがて「地対協」(磯村英一会長)は「冬眠状態」に入ります。10年後の1996年に、メンバーを一新した「地対協」(宮崎繁樹会長)が意見具申を発表します。次はその一節です。

「同対審」答申は、「部落差別が現存する限りこの行政は推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

〈1996年「地対協」意見具申(宮崎繁樹会長)から〉

また、1994年には文部省からこんな文書も発表されています。

学校が目指す児童生徒像を明確にして、学校としての同和教育の目標・各学年の指導の重点が設定されなければならない。そして学校の教育活動全体を通じた取組を進めるに際しては、特に次の点に留意する必要がある。

- ① 同和地区児童生徒の実態や部落差別解消への保護者の願い等が反映されていること。
- ② 単なる知識理解にとどまることなく、心情を陶冶し、態度にあらわれるようにし、部落差別解消への実践力を育てることが目指されていること。

〈文部省「学校における同和教育指導資料」から〉

にもかかわらず、名称変更後、同和教育は弱体化しているという指摘がひろがっています。今回は、「同和教育が弱体化しているのはなぜ？」を考えたいと思います。

寺澤亮一(財団法人奈良 人権・部落解放研究所理事長)

INFORMATION

第17回ヒューライツ作品展の募集について

募集内容が変わりました。
絵画や造形物などもOKです。

2007年から、スタートしたヒューライツ・ライフ写真コンテストですが、15回を迎える2021年度募集から、写真だけでなく、多種多様な表現を発表できる場に変更しました。絵画や造形物(粘土など)の作品も募集しています。今年度も多くの会員の皆さんをはじめ、多くの方の応募をお待ちしています。

2023年度 テーマ 「ねがい」

このニュースじんけんにも、願いのコーナーがあるように、人はたくさんの「願い」を持っていると思います。自分への願いであったり、相手に対する願いだったりいろいろな形や大きさもあるかもしれません。今年度のヒューライツ作品展のテーマは、「願い」を選びました。いろいろな願いをいろいろな形で表現してください。たくさんのご応募をお待ちしております。

応募要領

- どの作品も **Lサイズ程度**の写真に撮影する。カラー、白黒いずれも可。
- なまえ(ふりがな)・郵便番号・住所・電話番号・タイトル・コメント(30字程度)を添付。
 - ・乳幼児期・小・中・高校生においては、所属(園名・学校名など)と学年も記載し保護者を通じて応募してください。記載漏れのないようにお願いします。
- 応募作品は返却しません。
- 応募作品は未発表のものとしします。
- 応募作品の著作権は応募者に帰属し、使用権は主催者に帰属します。応募作品は大分県人教関連の出版物や展示物など、多方面において無償で永久的に使用できるものとしします。
- 応募作品は必ず被写体や制作者の了承を得たものとしします。
- 万一、上記の応募要領に反し、当団体と被写体等との間で問題が発生した場合は、応募者の責任において解決するものとしします。

応募先：870-0951 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館2階
(公社)大分県人権・部落差別解消教育研究協議会
「第17回 ヒューライツ作品展」申し込み係

応募方法：郵送または持参

しめきり：**2023年11月30日(木)**

賞品：入賞者には図書カードを進呈します。応募作品は多種多様な作品になるので、今までのような大賞などは設けず、入賞者に発送を持ってお知らせに代えさせていただきます。



こちら編集部

5月と6月に1回ずつニュース「じんけん」編集会議を行いました。県同教ニュース、「MOVE」のバックナンバーを振り返りました。その時々大切にしてきたことを読んでいくと、エンパワーされてきました。さあ、編集会議の熱をニュース「じんけん」に。(りよ)

【訂正のお願い】

ニュース「じんけん」151号3ページ「オープン講座(第2・3回)」講師の星野勇吾さん→星野勇悟さんが正しいです。申し訳ございません。